

令和元年度第2回岩手県総合教育会議

日 時 令和元年12月16日（月）

16：00～17：30

場 所 第一応接室

次 第

1 開 会

2 知事挨拶

3 協議事項

- (1) 「岩手県次期ふるさと振興総合戦略（素案）」における
若者の地元定着に向けた教育分野の主な取組について
- (2) 第3期岩手県文化芸術振興指針の策定について

4 報告事項

中学生スポーツ・文化活動に係る研究について～生徒本位の有意義な活動を目指して～

5 その他

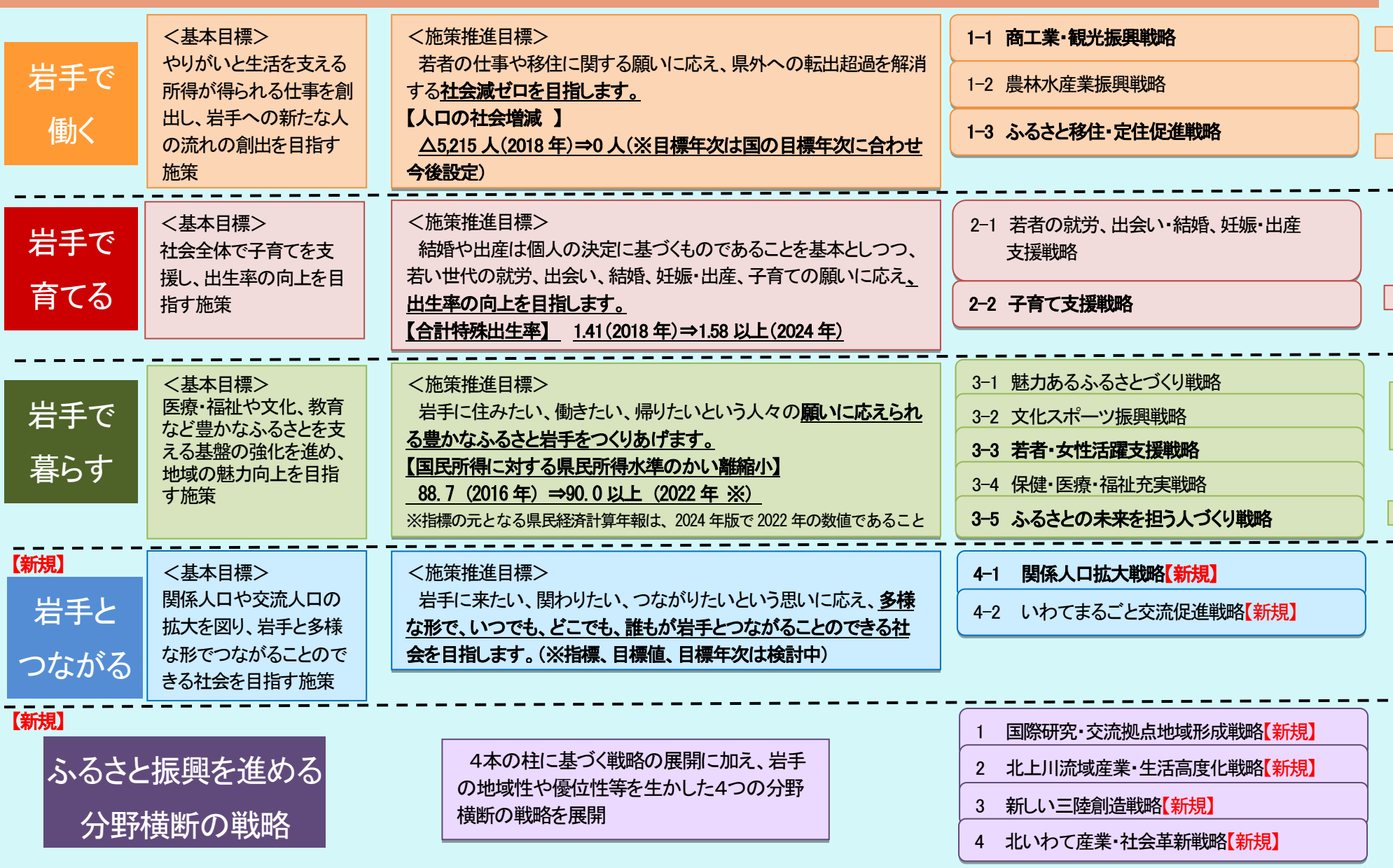
6 閉 会

令和元年度第2回岩手県総合教育会議 出席者名簿

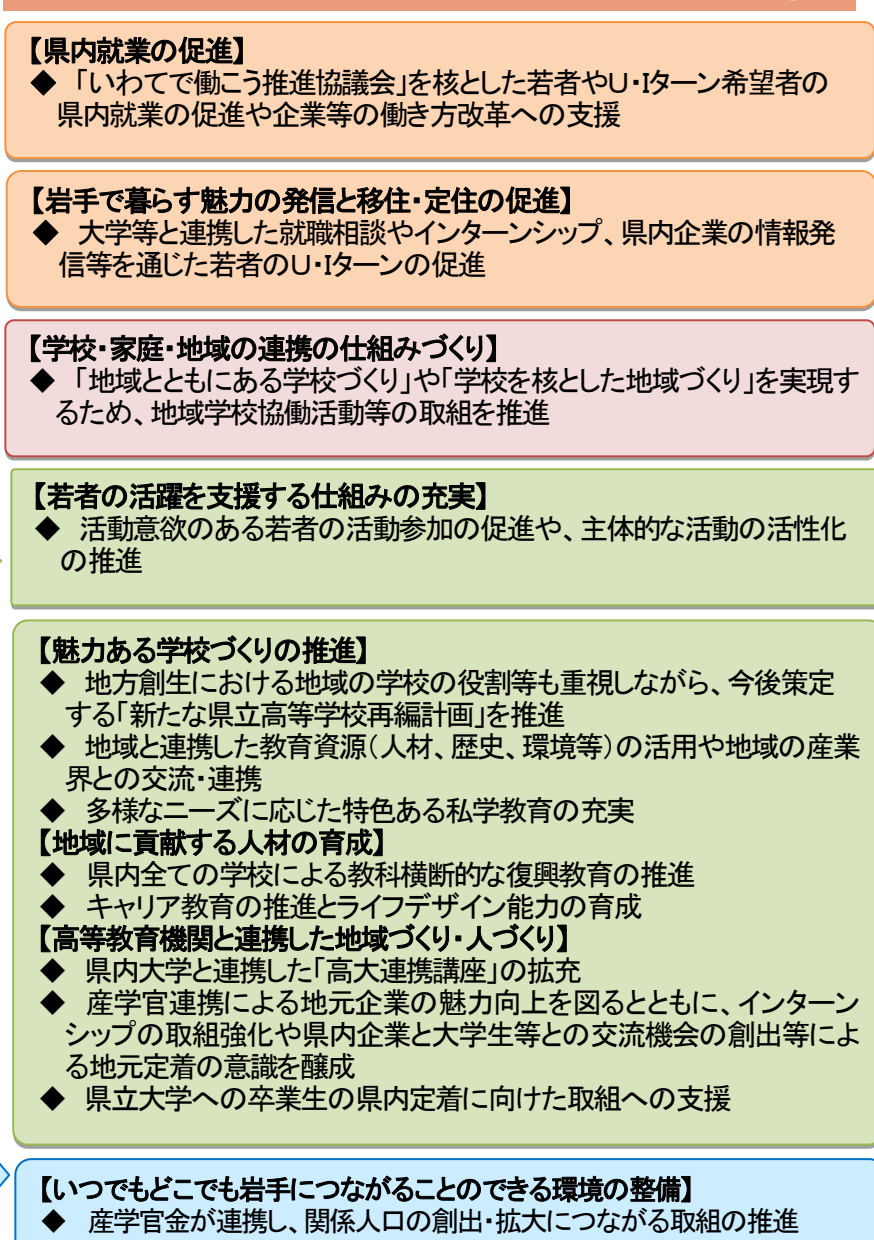
職	氏名	備考	
【構成員】			
知事	達増 拓也		
教育長	佐藤 博		
教育委員（教育長職務代理者（第1順位））	小平 忠孝		
教育委員（教育長職務代理者（第2順位））	芳沢 茎子		
教育委員	畠山 将樹		
教育委員	新妻 二男		
教育委員	宇部 容子		
【オブザーバー】			
副知事	千葉 茂樹		
副知事	保 和衛		
文化スポーツ部長	菊池 哲		
政策地域部副部長兼政策推進室長	小野 博		
【事務局等】			
教育委員会 事務局	教育次長	梅津 久仁宏	
	教育企画推進監	大畑 光宏	
	学校調整課総括課長	木村 克則	
	学校教育課総括課長	小久保 智史	
	保健体育課総括課長	清川 義彦	
政策地域部	学事振興課総括課長	工藤 直樹	
	学事振興課学事企画担当課長	本多 牧人	
文化 スポーツ部	文化スポーツ企画室企画課長	中村 佳和	
	文化振興課総括課長	高橋 久代	
	文化振興課文化芸術担当課長	菅原 俊樹	
商工労働 観光部	定住推進・雇用労働室長	菊池 芳彦	
	定住推進・雇用推進室雇用推進課長	西野 文香	

県では、令和2年度からの5年間を計画期間とする「岩手県次期ふるさと振興総合戦略」の策定を進めています。「次期ふるさと振興総合戦略」では、ふるさとを振興し、本県の人口減少に歯止めをかけるための目標を掲げ、ふるさと振興の4本の柱に基づき様々な戦略を展開していきます。中でも若者の地元定着の取組は重要な課題であり、豊かなふるさとを支える基盤の強化を進める上で、教育に期待される役割が大きくなっています。

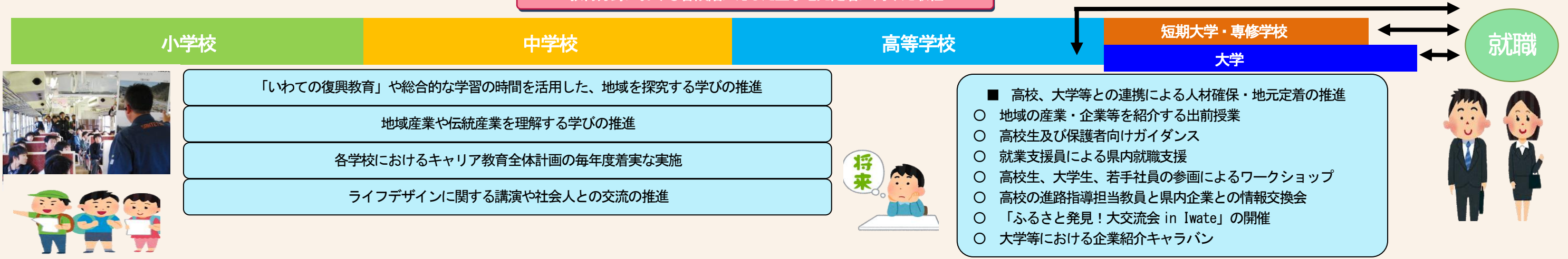
「岩手県次期ふるさと振興総合戦略（素案）」におけるふるさと振興の4本の柱と基本目標（政策推進目標）



4本の柱に基づく教育分野における主な取組



教育分野における各段階に応じた主な地元定着に向けた取組



第3期岩手県文化芸術振興指針の策定について

1 策定の趣旨等

(1) 岩手県文化芸術振興指針の策定

平成20年3月に、**岩手県文化芸術振興基本条例**（平成20年岩手県条例第5号。以下「条例」という。）を施行し、また、平成20年12月に、条例第5条の規定に基づき、文化芸術の振興に関する指針となる「**岩手県文化芸術振興指針**」を策定、平成27年3月には第2期指針を策定して、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきた。

(2) 県の動きや関係法令の改正・成立

第2期指針の期間、県では、平成29年度に、文化やスポーツの分野を一元化し、総合的に施策を推進するため、専担組織として文化スポーツ部を新設したほか、平成31年3月には、県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す新たな総合計画「**いわて県民計画（2019～2028）**」を策定した。

国では、平成29年に文化芸術振興基本法が改正され**文化芸術基本法**が成立し、改正された文化芸術基本法では、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策との連携が加えられたほか、地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされた。

また、平成30年に、**障害者による文化芸術活動の推進に関する法律**が成立し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたほか、地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされた。

(3) 第3期岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨

本年度は、第2期指針の最終年度となることから、このような県の動きや法律成立の趣旨、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、**第3期岩手県文化芸術振興指針**を定めようとするものである。

2 指針の位置付け

- ・ 岩手県文化芸術振興基本条例に基づく「文化芸術振興指針」
- ・ 文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」

3 第3期指針（素案）のポイント

- ① 「指針の位置付け」や、「指針の適用期間」、「基本目標」、「基本理念」、「施策の基本方向」などの**総論部分**と、施策の基本方向ごとの具体的な取組や指標を記載した「施策の具体的推進」などの**各論部分**とに構成を整理したこと。
- ② 「**基本目標**」を新たに掲げることとし、「**豊かな歴史や文化を感じ、県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる岩手**」としたこと。
これは、岩手の豊かな自然風土と交流によって育まれてきた岩手県の文化芸術を受け継いで、障がいの有無や年齢などに関わらず等しく文化芸術に親しみ、将来に向かって新たな文化芸術を創り出していくことを目指しているもの。
- ③ 「**基本理念**」に、条例に基づいた6つの基本理念に加え、新たに県政の最重要課題である「**東日本大震災津波からの復興**」を追加したこと。
- ④ 第3期指針を法律に基づく「地方公共団体の障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」に位置付けることから「**施策の基本方向**」に、「**障がい者による文化芸術活動の総合的推進**」の項目を立て、関連施策を整理したこと。
- ⑤ 取組の着実な推進を図り、指針の進捗状況を確認する方法の一つとして、「**施策の具体的推進**」に、新たに25項目（再掲含む）の**指標を設定**したこと。
- ⑥ 第3期指針の期間内に重点的に取り組み、一定の成果を出していきたい本県の強みとなる施策や、昨今、取組の展開を求められている施策について「**重点的取組事項**」として取りまとめたこと。

4 策定のスケジュール

時期	内容
6月	第26回岩手県文化芸術振興審議会開催（6月18日）（諮問）
7月	文化芸術に関する意識調査の実施（7月10日～7月24日）
9月	第27回岩手県文化芸術振興審議会開催（9月5日）（骨子案審議） 市町村、関係団体等意見交換（9月11日～9月20日）
11月	議案等説明会（11月18日） 第28回岩手県文化芸術振興審議会開催（11月19日）（素案審議） 議会への報告議案の提出（12月定例会）
12月	パブリックコメント実施 総合教育会議（12月16日）
1月	第29回岩手県文化芸術振興審議会開催（答申案審議） 第30回岩手県文化芸術振興審議会開催（答申）
2月	議会への承認議案の提出、審議（2月議会）
3月	指針の策定・公表

（添付資料）

協議資料No.2-2：第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）の概要

協議資料No.2-3：第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）

第3期岩手県文化芸術振興指針(素案)の概要

総論部分

I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

1 指針策定の趣旨

岩手県文化芸術振興指針は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため定めるものである。現行の第2期指針は、平成27～31年度を計画期間としており、本年度はその最終年度となることから、県や国の動き、社会経済情勢等の変化を踏まえた上で、第3期の指針を策定する

2 対象とする文化芸術の範囲

「芸術・芸能」「伝統文化」「生活文化」

3 指針の位置付け

岩手県文化芸術振興基本条例に基づく指針
文化芸術基本法及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方自治体の計画

4 指針の適用期間

令和2年度から令和6年度（5年間）

II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

1 社会経済情勢等の変化

(1)人口の減少と少子高齢化の急速な進行 (2)東日本大震災津波からの復興の進展 (3)文化芸術への関心の高まり
(4)世界遺産登録等の取組の進展

2 県や国の動き

(1)文化スポーツ部の新設 (2)いわて県民計画(2019～2028)の策定 (3)文化芸術基本法の成立 (4)障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

3 施策の取組状況

第2期岩手県文化芸術振興指針に掲げる「4つの主な施策方向」ごとの、これまでの主な取組状況

4 文化芸術に関する意識

(1)希望郷いわてモニターの方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要
(2)市町村、芸術文化協会、民俗芸能や障がい者芸術の関係者等との意見交換を通じた活動の現状や課題等の把握
(3)意識調査と意見交換を踏まえた課題の抽出

III 基本的方向性

1 基本目標

豊かな歴史や文化を感じ、県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる岩手(仮)

2 基本理念

- ①東日本大震災津波からの復興
- ②県民一人ひとりの自主性・創造性の尊重
- ③県民誰もが鑑賞・参加・創造できる環境の整備
- ④県民の共通財産としての将来世代への継承
- ⑤文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進
- ⑥県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働
- ⑦文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映

3 各分野等における目指す姿

「芸術・芸能」「伝統文化」「生活文化」の3つの分野と、歴史的、文化的な「景観」の目指す姿を記載

4 施策の基本方向

- (1)岩手の特徴を生かした文化芸術の振興
- (2)県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
- (3)日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
- (4)文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築
- (5)障がい者による文化芸術活動の総合的推進

5 施策体系

基本目標から、施策の基本方向と具体的推進までを施策体系として整理

各論部分

IV 施策の具体的推進

(★重点的取組事項)

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興

- ① 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進【拡充】★
(三陸防災復興プロジェクト2019を契機とした交流の展開等)
- ② 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進【拡充】★
(「北海道・北東北の縄文遺跡群」の新規登録、「平泉の文化遺産」の拡張登録へ向けた取組等)
- ③ 民俗芸能の保存・継承の支援【拡充】★
(国内外に向けた民俗芸能の魅力の発信)
- ④ 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進【新規】
(合唱、箏曲、マンガ、アール・ブリュット※1、食文化等を通じた文化振興の推進等)

※【新規】:項目を新たに追加記載したもの
【拡充】:項目の取組内容を拡充したもの

指標の例

- ・「世界遺産授業」の受講者数
- ・岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

- ① 県民の文化芸術活動の支援【拡充】
(芸術体験イベントの実施、文芸活動の振興)
- ② 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
- ③ 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
- ④ 若者の文化芸術活動の支援【拡充】
(若手芸術家等の創作活動の支援)
- ⑤ 高齢者の文化芸術活動の支援
- ⑥ 障がい者による文化芸術活動の支援【拡充】★
(障がい者芸術活動支援センターを核とした支援、アール・ブリュットの周知・理解促進等)
- ⑦ 文化財の保存と活用【新規】
(保存と活用に関する大綱の策定、適切な保存管理への支援等)

指標の例

- ・岩手芸術祭参加者数
- ・子どものための芸術家派遣事業公演数

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

- ① 県文化芸術ホームページやSNS等による情報の発信
- ② 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
- ③ 国内外における公演や展示などへの支援
- ④ 大型イベント等を契機とした文化プログラムの実施【新規】
(東京オリパラなどの機会を捉えた情報発信)

指標の例

- ・文化芸術関連SNSフォロワー数
- ・「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数

4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

- ① 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成
- ② 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
- ③ 文化振興基金による文化芸術活動の支援
- ④ 県立文化施設の整備や機能の拡充【拡充】
(計画的な施設の整備や機能の充実)
- ⑤ 官民一体による文化芸術推進体制の構築【新規】★
(岩手版アーツカウンシル※2の構築)

指標の例

- ・アートマネジメント研修参加者数
- ・岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数

5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

- ① 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進【再掲】
- ② 障がい者による文化芸術活動の支援【再掲】
- ③ 県文化芸術ホームページやSNS等による情報の発信【再掲】
- ④ 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載【再掲】
- ⑤ 文化振興基金による文化芸術活動の支援【再掲】

指標の例

- ・岩手県障がい者文化芸術祭出展数
- ・岩手県障がい者音楽祭参加団体数

V 指針推進の考え方

1 多様な主体が参画した文化芸術の推進

文化芸術活動団体、学校・教育機関、企業、市町村、県等の役割を記載

2 施策の評価

各年度の成果は、岩手県文化芸術振興審議会において報告・審議

※1アール・ブリュット:「生(き)の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術。

※2アーツカウンシル:芸術文化活動に対する助成や、専門家による助言、審査、事後評価、調査研究などを行う機関(機能)。

第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）

岩手県

目 次

I	岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等.....	1
1	指針策定の趣旨	1
2	対象とする文化芸術の範囲.....	1
3	指針の位置付け	2
4	指針の適用期間	2
II	岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識.....	3
1	社会経済情勢等の変化	3
2	県や国の動き	4
3	施策の取組状況	5
4	文化芸術に関する意識	7
III	基本的方向性	13
1	基本目標	13
2	基本理念	13
3	各分野等における目指す姿.....	13
4	施策の基本方向	15
5	施策体系	18
IV	施策の具体的推進	20
1	岩手の特徴を生かした文化芸術の振興.....	20
2	県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備.....	22
3	日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信.....	25
4	文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築.....	26
5	障がい者による文化芸術活動の総合的推進.....	27
6	重点的取組事項	28
V	指針推進の考え方	34
1	多様な主体が参画した文化芸術の推進.....	34
2	施策の評価	35

1 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

1 指針策定の趣旨

県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成 20 年 3 月に岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号）を制定しました。

この条例制定を受けて、同年 12 月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めるため、岩手県文化芸術振興指針を新たに策定しました。

平成 27 年 3 月には、第 2 期の指針を策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村等の皆さんとともに、様々な文化芸術施策に取り組んできたところです。

この間、明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）の世界遺産登録、東日本大震災津波からの復興支援を契機とした国内外との交流の進展、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019、ラグビーワールドカップ 2019TM等の開催を契機とした文化芸術プログラムの充実など、文化芸術の振興に関する様々な出来事がありました。

また、国においては、文化芸術基本法や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立し、また、本県においても、文化スポーツ部の新設や、いわて県民計画（2019～2028）の策定など、文化行政をめぐる動向にも大きな変化がありました。

このため、第 2 期の指針の期間の終了に伴い、これまでの施策の検証を行うとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後 5 年間の文化芸術施策を総合的に推進するために、第 3 期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。

2 対象とする文化芸術の範囲

文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能、道徳、宗教、政治、経済といったものも含む意味でも用いられることがあり、非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりです。

【芸術・芸能】

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

【伝統文化】

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

【生活文化】

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

3 指針の位置付け

この指針は、岩手県文化芸術振興基本条例に基づく文化芸術振興指針として、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めたものです。

また、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画となるものです。

4 指針の適用期間

この指針の適用期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少と少子高齢化の急速な進行

本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、また、平成12年からは、自然減と社会減があいまって人口が減少しており、平成30年10月1日時点の総人口は約124万人となっています。

人口の減少は、各地域において需要の減少をもたらし、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。

少子高齢化の影響や過疎化の進行により、県内の多くの民俗芸能や伝統行事などの担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するなど、地域文化の伝承に及ぼす影響や、文化芸術活動の縮小が懸念されています。

こうした中、県では、平成27年10月に「岩手県人口ビジョン」を策定して、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は若年女性の減少と出生率の低迷が原因であり、社会減は、進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析するとともに、人口減少に歯止めをかけ、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指しています。

(2) 東日本大震災津波からの復興の進展

東日本大震災津波からの復興に当たって、文化芸術の果たす役割の大きさが改めて認識されました。

沿岸地域では、平成29年12月には釜石市民ホール「TETTO」、平成30年6月には大槌町文化交流センター「おしゃっち」が開館したほか、令和元年度には、陸前高田市市民文化会館が完成する予定であり、文化ホール等の復旧・整備が完了する予定です。

また、復興支援を契機として、県内各地で、国内外の著名な芸術家等との文化交流の機会が生まれているほか、新たな芸術祭やイベントなどが開催されています。

被災した民俗芸能団体に対しては、破損、逸失した備品などの整備や、活動場所の復旧への支援などにより、活動環境の復旧・整備が進んでいます。

(3) 文化芸術への関心の高まり

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019TMなどの大規模な大会を契機として様々な文化プログラムが実施されたほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本文化への注目が集まっています。

また、本県ゆかりの作家や芸術家が目覚ましく活躍しており、芥川龍之介賞の連続受賞や、国内外のピアノコンクールでの活躍などにより、文化芸術への関心が高まっています。

(4) 世界遺産登録等の取組の進展

平成 23 年に登録された「平泉の文化遺産」に加え、平成 27 年 7 月には、橋野鉄鉦山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録されました。

「平泉の文化遺産」の拡張登録と、御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の本県 3 つ目となる世界遺産登録を目指す取組が進められています。

また、平成 21 年に「早池峰神楽」が、平成 30 年には吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。それに続き、念仏剣舞、鬼剣舞などを含む「風流」の登録に向けた取組が進められています。

2 県や国の動き

(1) 文化スポーツ部の新設

本県では、各部局が担当していた文化やスポーツの分野を一元化し、総合的に施策を推進するとともに、重要な観点である地域活性化にもつなげることを目的に、平成 29 年度から、専担組織である文化スポーツ部を設置しました。

(2) いわて県民計画（2019～2028）の策定

平成 31 年 3 月に、将来像と政策の基本方向を明らかにする「長期ビジョン」と、具体的な推進方策を明らかにする「アクションプラン」が策定されました。

(3) 文化芸術基本法の成立

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布、施行され、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策との連携が加えられたほか、地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされ、平成 30 年 3 月には、国において「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

(4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

平成 30 年 6 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたほか、地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされ、平成 31 年 3 月には、国において「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定されました。

3 施策の取組状況

平成 27 年 3 月に策定された第 2 期岩手県文化芸術振興指針に掲げる「4 つの主な施策方向」ごとに、これまでの主な取組状況を取りまとめました。

(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

取組状況			
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度の「岩手県世界文化遺産関連ポータルサイト」の整備や、平成 30 年度の県ホームページ「いわての文化情報大事典」のリニューアルにより、効果的な情報発信に努めました。 平成 27 年に橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録され、平成 30 年には、吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、岩手の文化芸術の価値が広く知られるようになってきています。 			
県ホームページ「いわての文化情報大事典」訪問者数（人）			
H27	H28	H29	H30
360,839	360,611	398,181	471,363

(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備

取組状況			
<ul style="list-style-type: none"> 芸術の鑑賞や活動についての地域の相談や情報発信の窓口として、県内 4 広域圏に県文化芸術コーディネーターを配置し、文化芸術活動を支援しています。 「岩手芸術祭」の総合フェスティバルの一部を盛岡市以外の地域でも開催する「地域連携イベント」や、芸術祭と併せて「芸術体験イベント」を実施するなど、地域における文化芸術活動の支援を進めており、「岩手芸術祭」の来場者数は増加傾向にあります。 「岩手県障がい者文化芸術祭」は平成 29 年度から開催期間を延長したことから来場者数が増加しています。 			
県文化芸術コーディネーターへの相談件数（件）			
H27	H28	H29	H30
280	435	402	433
岩手芸術祭の来場者数（人）		岩手県障がい者文化芸術祭の来場者数（人）	
H27	H28	H29	H30
22,981	22,775	25,191	26,506
H27	H28	H29	H30
3,680	3,600	11,842	11,719
※地域連携イベントを含み、芸術体験イベントを含まない。			

(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

取組状況				
<ul style="list-style-type: none"> 文化庁及び青少年文化センターなどによる保育園、幼稚園、小中学校などへの芸術家の派遣や、青少年劇場の実施などにより文化芸術鑑賞の機会を確保しています。 「県民俗芸能フェスティバル」の開催や、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への団体の派遣などにより、民俗芸能団体の発表の場を確保しているほか、「県民俗芸能フェスティバル」では、高校生枠を増設するなど、若者の活躍の場を増やしています。 東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の施設や備品の整備への支援が進み、活動環境が進展してきています。 国内外の芸術家による訪問コンサートなどが開催されるなど、引き続き、復興支援のための文化芸術活動が行われています。 				
文化庁及び青少年文化センターなどの芸術事業実施学校等数（校、件）				
	H27	H28	H29	H30
芸術家の派遣事業	2	15	8	30
青少年劇場本公演	135	134	114	117
文化振興基金被災地備品整備事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
87	91	92	92	
郷土芸能復興支援事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
20	22	22	24	

(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

取組状況				
<ul style="list-style-type: none"> 観光・教育など文化芸術団体以外の団体も参加した「文化芸術活動支援ネットワーク会議」を県内6ヶ所で開催しており、情報共有が進められています。 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、ジャポニスム 2018 をはじめ、様々なイベントなどでの文化芸術団体が活動しているほか、文化芸術施設相互の連携による事業が実施されています。 				
文化芸術活動支援ネットワーク会議参加者数等（（人・団体）延べ）				
	H27	H28	H29	H30
参加者数（延べ）	131	144	169	193
参加団体数（延べ）	84	95	139	118

4 文化芸術に関する意識

(1) 文化芸術に関する意識調査

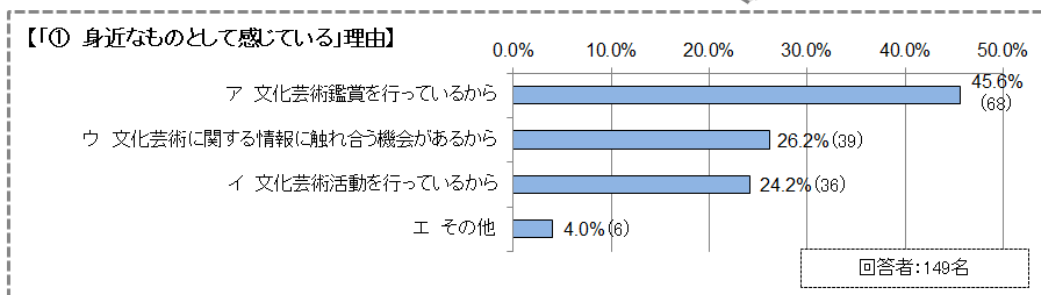
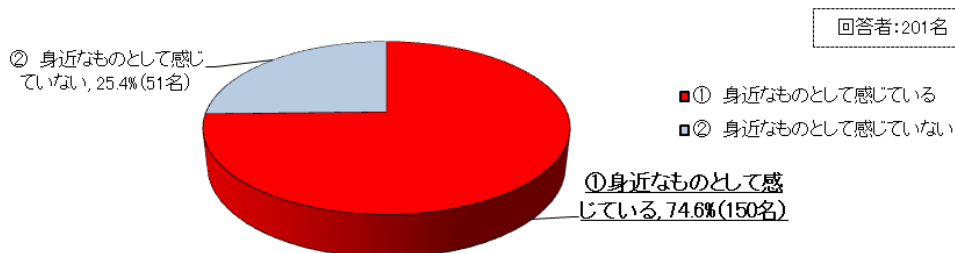
各種アンケートへのご協力をお願いしている県内在住の「希望郷いわてモニター」の方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要です。

意識調査の概要

調査期間	令和元年7月10日(水)～7月24日(水)
調査方法	調査紙郵送及びインターネット
調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター 258名
回答者数	201名(77.9%)

① 文化や芸術への親近感

設問 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。



文化や芸術への親近感に関する設問では、74.6%の回答者が「文化芸術を身近なもの」と感じており、その理由としては「(文化芸術の)鑑賞を行っているから」が最も多くなっています。

② 文化芸術活動等における課題

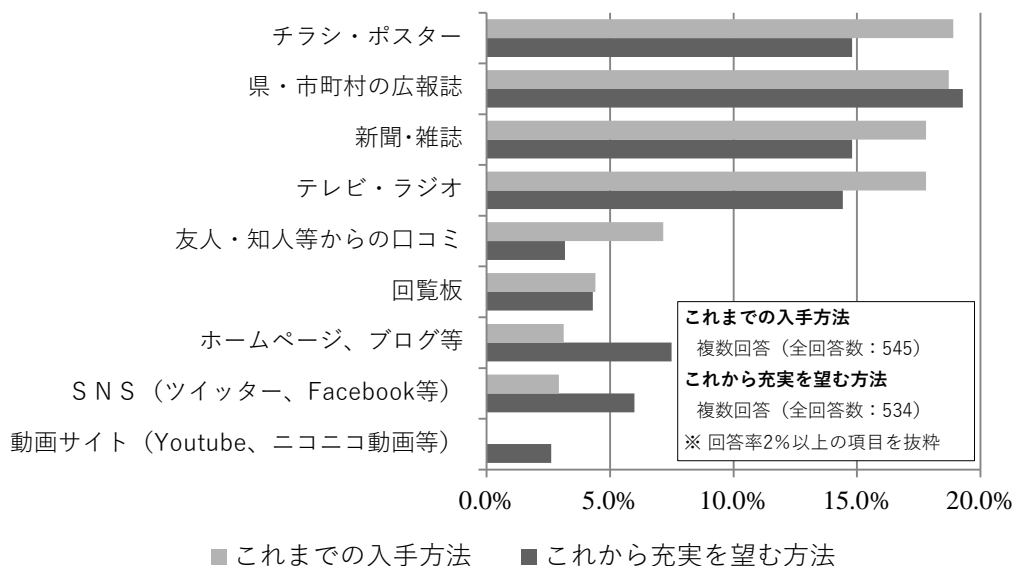
設問	文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない	16.8%（59）
催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい	13.9%（49）
地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい	13.1%（46）
鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない	13.1%（46）

文化芸術鑑賞や文化芸術活動における課題や支障についての設問では、「次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない」、「催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい」、「地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい」、「鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない」といった回答が多くなっています。

③ 情報の入手方法

設問	文化芸術活動への参加に関する情報をどのようなものから入手していますか。
----	-------------------------------------



文化芸術活動への参加に関する情報入手方法についての設問では、「チラシ・ポスター」、「県・市町村の広報誌」、「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」の回答割合が高くなっています。また、これから充実を望む方法として、「ホームページ、ブログ等」や「SNS」等のインターネット関連項目の回答割合が特に高くなっており、期待値が高いことが分かります。

④ 行政サポート

設問	文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
若手芸術家・後継者の発掘・育成	22.0%（122）
学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充	16.0%（89）
地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成	13.3%（74）
文化芸術についての情報収集・提供	11.9%（66）

県民への行政サポートに関する設問では、「若手芸術家・後継者の発掘・育成」、「学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充」の回答割合が高くなっており、「活動者・後継者（ひと）の育成」と「学校教育における文化芸術学習等の機会充実」が望まれていることが分かります。

⑤ 望ましい将来像・理想像

設問	岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだと考えますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿	19.7%（112）
岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿	16.2%（92）
地域独自の文化芸術が活発に行われている姿	11.6%（66）
青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿	10.7%（61）

岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像についての設問では、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」の回答割合が高くなっています。

(2) 関係団体等との意見交換

市町村や芸術文化協会（芸文協）、岩手県文化芸術コーディネーター、岩手県芸術文化協会加盟専門団体（専門団体）などの関係団体、民俗芸能や障がい者芸術の関係者等との意見交換を通して、各主体の活動の現状や課題等について把握を行いました。

項目	意見	団体
民俗芸能	出演依頼は多いが、対応できる民俗芸能団体が少なくなっている。	市町村
	コミュニティにとって、民俗芸能の必要性が希薄になっている。	芸文協
	各地域が学校と結びついて取り組んでいるのが岩手の民俗芸能の特徴となっている。	民俗芸能関係者
	民俗芸能の公演機会を増やしていく必要がある。	市町村
	後継者不足による継承問題へ対応していく必要がある。	市町村
	コーディネーターや協議会などの周辺団体を支える必要がある。	民俗芸能関係者
鑑賞機会	公演などを企画しているが、市町村面積が大きいので、アクセスに課題がある地域もある。	市町村、芸文協
	子どもたちが文化に触れる機会を増やしていく必要がある。	市町村、芸文協
岩手芸術祭	高校生の出展者も出てくるなど若手育成の成果が出ている分野もあるが、全体的には、若い人の参加が減っている。	専門団体
	総合フェスティバルを一か所だけではなく広域圏単位での開催も検討して欲しい。	市町村
市町村芸術祭	出展者の高齢化や新規性が乏しいなどの課題がある。	市町村
	芸術祭入場者数が伸び悩んでいる。	市町村、芸文協
文化芸術団体	芸術文化協会の構成団体が減少している。	市町村、芸文協
	担い手不足対策、後継者育成が課題となっている。	市町村、芸文協、専門団体

項目	意見	団体
障がい者による文化芸術活動	埋もれている作家もいる。実際に事業所等を訪れて、作家や作品を見つけることも多い。	障がい者芸術関係者
	著作権等の法的知識に関しては、家族等も含め、関わる者の意識がまだまだ低く、取組を進めることが重要である。	障がい者芸術関係者
	障がい者の方が、実際に作品を作る（創作活動をする）機会を充実する必要がある。	障がい者芸術関係者
	障がい者芸術に携わる人材を育てていく必要がある。	障がい者芸術関係者
文化財	守ってきた文化、芸術、芸能等の原形を崩さないような、保存や記録を行っていく必要がある。	市町村、芸文協
情報発信	「いわての文化情報大事典」はリニューアルだけでなくアップグレードしていくことも大事である。	コーディネーター
	若い人や海外に向けての情報発信やPRを強化していく必要がある。	市町村、芸文協
	広域でポスターを制作するなど、地域全体で情報を発信する必要がある。	市町村
人材育成	芸術祭への参加が若手の門戸となっており後継者育成に役立っている。	専門団体
	優秀な人材が流出している。県に戻って来るアーティストを増やしていく必要がある。	コーディネーター
資金調達	クラウドファンディング ¹ 等による資金調達を考える必要がある。	市町村、専門団体
	事業への助成などの支援を推進して欲しい。	芸文協、専門団体
文化施設	ハード（施設）だけでなく運営スタッフの育成をしていく必要がある。	コーディネーター
	鑑賞や創作を行う場や施設を充実させる必要がある。	市町村
	公立文化施設の老朽化に対応する必要がある。	市町村
	文化施設の修繕に際し、社会包摂や都市計画、住民からの視点も取り入れる必要がある。	コーディネーター
芸術文化推進体制	近隣市町村との連携を検討していく必要がある。	市町村

¹ クラウドファンディング：「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達する方法。

(3) 課題の抽出

「文化芸術に関する意識調査」及び「関係団体等との意見交換」の結果を踏まえ、指針を推進するに当たっての主な課題を次の通り抽出しました。

① 文化芸術に関する意識調査

- ・ 望ましい将来像として、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」が挙げられていること。
- ・ 文化芸術活動を身近なものとして全体の 74.6%の方が感じており、それは文化芸術鑑賞や文化芸術情報に触れることによって醸成されていることから、鑑賞機会や情報発信を充実する必要があること。
- ・ インターネットを通じた情報発信の充実が望まれていること。
- ・ 次代の文化芸術の担い手、後継者の育成が十分でないことが課題として挙げられているほか、若手芸術家・後継者の発掘・育成が行政サポートとして求められていること。

② 関係団体等との意見交換

- ・ 民俗芸能団体と地域や学校とのつながりを大切にしながら、民俗芸能の公演機会の充実などにより、継承問題へ対応していく必要があること。
- ・ 市街地からのアクセスなど地域特性に配慮し、鑑賞機会の充実を図っていく必要があること。
- ・ 文化芸術団体の後継者育成が課題であり、岩手芸術祭も若手の参加が減少している傾向にあるが、一方で若手育成の効果が出ている分野もあること。
- ・ 障がい者による文化芸術振興のためには、作家や作品の発掘とともに、支援者の人材育成が重要であること。
- ・ 若い人や海外向けなど、多様な手段による情報発信を充実させていく必要があること。
- ・ 文化芸術に携わる人材の育成を進める必要があること。
- ・ クラウドファンディングなど、文化芸術活動を支える資金の様々な調達方法を検討する必要があること。
- ・ 公立文化施設の老朽化へ対応する必要があるほか、運営スタッフの育成が重要であること。

III 基本的方向性

1 基本目標

豊かな歴史や文化を感じ、県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる岩手（仮）

2 基本理念

文化芸術振興基本条例に基づくほか、東日本大震災津波の経験を踏まえて、文化芸術の振興に当たっての考え方の基盤となるものとして、次の7つを基本理念とします。

- ・ 東日本大震災津波からの復興
- ・ 県民一人ひとりの自主性・創造性の尊重
- ・ 県民誰もが鑑賞・参加・創造できる環境の整備
- ・ 県民の共通財産としての将来世代への継承
- ・ 文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進
- ・ 県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働
- ・ 文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映

3 各分野等における目指す姿

条例に掲げられている文化芸術の「芸術・芸能」、「伝統文化」、「生活文化」の3つの分野と、地域の歴史的、文化的な「景観」について、指針に基づく施策を通して、次の「目指す姿」の実現を図っていきます。

(1) 芸術・芸能

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始めることができる環境にある。
- ② 県民が、優れた数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、様々

な希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介、橋渡し、アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。

- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・種類）が数多く設けられている。
- ⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者、県民、行政、文化施設などが連携した取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が効果的に行われている。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(2) 伝統文化

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動などの伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮がなされ、十分な活動が行われている。
- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。
- ④ 全ての無形文化財の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。
- ⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(3) 生活文化

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

- ① 各地域の住民が、その地域の文化、伝統、言葉、風習、食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活

文化を体験できる機会がある。

- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理、紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、県全体や市町村内など多くの場所で、生活文化に関する発表会、交流会などが開催され、相互の情報交換や交流などにより、その活動が活性化できる場となっている。
- ⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。

(4) 景観

地域の歴史的又は文化的な景観

- ① 各地域の住民が、景観の保全・活用などに関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民を始めとして広く認識されている。
- ② 景観と地域の文化の関わりが整理、発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。
- ③ 保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。
- ④ 沿岸被災地において、地域の自然、歴史、文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。

4 施策の基本方向

岩手の文化芸術の一層の振興を図るために、「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興」、「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境整備」、「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」の5つを施策の基本方向とします。

(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興

東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の文化芸術活動の復興を支援していくとともに、復興支援を契機とした交流を定着させていくことが必要です。

本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。

また、文化をめぐる新しい動きに対応し、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた地域活性化にもつなげていくことが必要です。

(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

文化芸術の一層の振興を図る基礎になるものとして、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが重要です。

そのため、県民の身近な場所で文化芸術に触れる機会や、子ども、若者、高齢者、障がい者などの文化芸術活動を支援するとともに、県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図ることも重要です。

(3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

県民が日々の暮らしを豊かにすることができるよう、多様化している情報発信の方法を活用し、文化芸術イベントや、障がい者による文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、本県の豊かな文化芸術情報を発信し、その魅力を伝えることが重要です。

また、国内外における「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティー²を発信するために、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化していく必要があります。

(4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

文化芸術の振興のためには、団体、企業、関係機関・施設、行政機関などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、アーツカウンシル³といった官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。また、文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野と領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく視点も大切です。

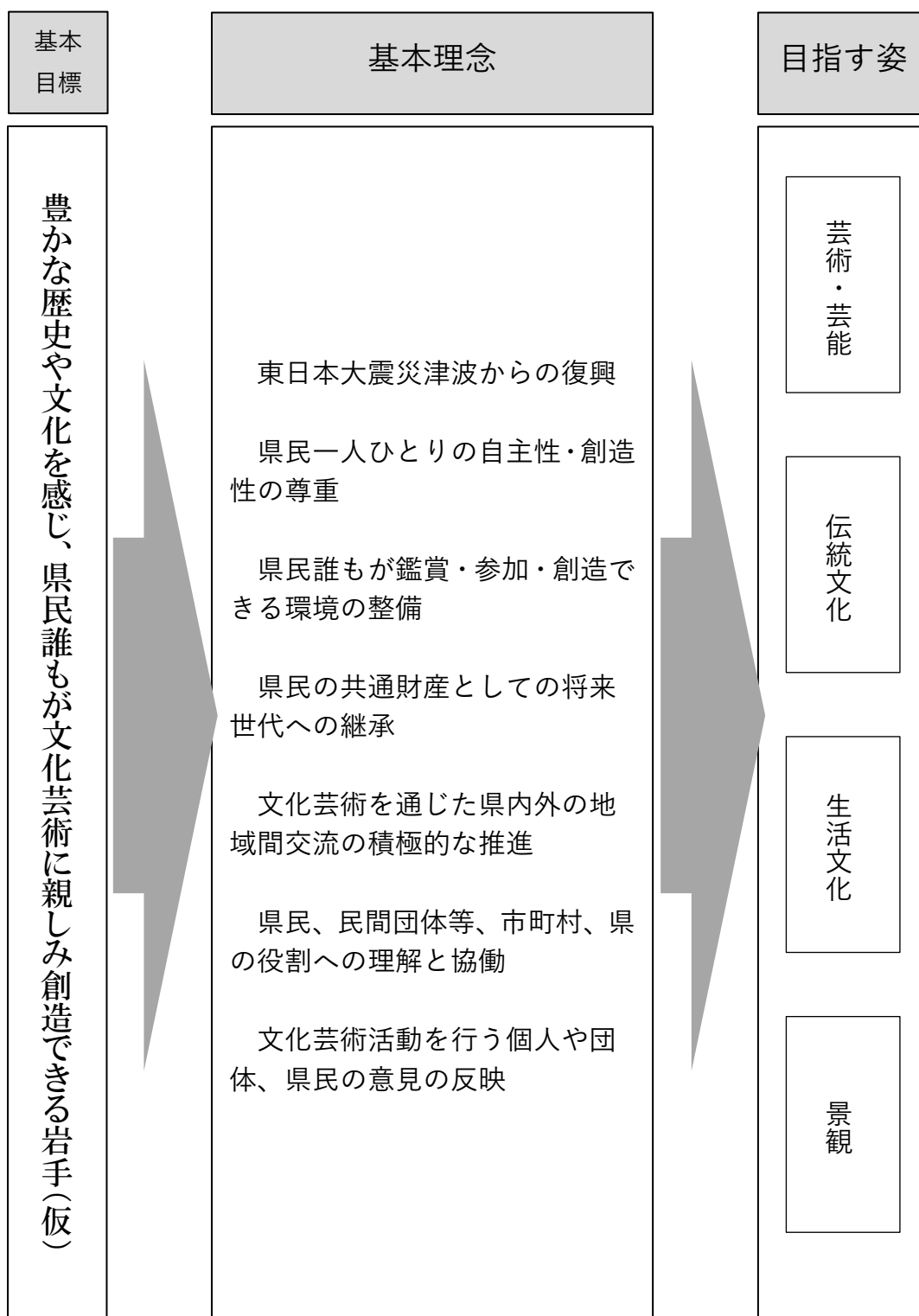
(5) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立を踏まえ、本県においても障がい者による文化芸術活動について幅広く促進していく必要があります。

² アイデンティティー：主体性。自己同一性。自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。

³ アーツカウンシル：1946年にイギリスで誕生した仕組みで、高い専門性を持つスタッフが、芸術文化の振興を目的に各種芸術文化事業への助成を中心とした支援を行う独立機関とされており、国内の自治体でも様々な取組が始まっているもの。

5 施策体系



施策の基本方向と具体的推進

(★重点的取組事項)

- 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興
 - ① 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進 ★
 - ② 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進 ★
 - ③ 民俗芸能の保存・継承の支援 ★
 - ④ 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進

- 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
 - ① 県民の文化芸術活動の支援
 - ② 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
 - ③ 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
 - ④ 若者の文化芸術活動の支援
 - ⑤ 高齢者の文化芸術活動の支援
 - ⑥ 障がい者による文化芸術活動の支援 ★
 - ⑦ 文化財の保存と活用

- 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
 - ① 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信
 - ② 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - ③ 国内外における公演や展示などへの支援
 - ④ 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施

- 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築
 - ① 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成
 - ② 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
 - ③ 文化振興基金による文化芸術活動の支援
 - ④ 県立文化施設の整備や機能の拡充
 - ⑤ 官民一体による文化芸術推進体制の構築 ★

- 5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進
 - ① 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進 【再掲】
 - ② 障がい者による文化芸術活動の支援 【再掲】
 - ③ 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信 【再掲】
 - ④ 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 【再掲】
 - ⑤ 文化振興基金による文化芸術活動の支援 【再掲】

IV 施策の具体的推進

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興

指 標	現状値	〔参考〕 R4 目標値
観光客数（歴史・文化に係る観光地点での入込客数）（千人）	3,325	3,375
「世界遺産授業」の受講者数（人）〔累計〕	999	4,000
世界遺産に関する講演会・フォーラム等参加者数（人）〔累計〕	600	2,600
文化遺産ネットワーク構成資産数（箇所）〔累計〕	0	10
岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数（人）〔累計〕	700	3,200
コミックいわて WEB 訪問者数（人）	177,163	196,000
「食の匠」組織による食文化伝承活動回数（回）	26	34

※ 現状値は2017年の値、〔参考〕R4 目標値は、いわて県民計画（2019~2028）の第1期アクションプラン（政策推進プラン（2019年度~2022年度））に掲げる目標値であり、令和5年度以降の目標値については、第2期アクションプランの策定と併せて検討し更新することとします。（以下同じ。）

① 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。
- ・ 文化芸術を生かした交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト2019を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。

② 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産への新規登録及び平泉の文化遺産の世界遺産への拡張登録について、関係自治体と連携し取組を進めます。
- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解増進する取組により、本県が有する世界遺産を将来の世代へ継承していきます。
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイドンス施設を整備するとともに、御所野遺跡、橋野鉄鉱山の関連施設と連携した取組を実施します。
- ・ 世界遺産を核とした3つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）を構築し、人的・文化的交流に取り組みます。

③ 民俗芸能の保存・継承の支援

- ・ 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。
- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」の団体派遣などにより、民俗芸能団体の活性化と、魅力や価値を発信します。
- ・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、民俗芸能などを始めとした本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や教育機関、関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。【再掲】

④ 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進

- ・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、合唱、箏曲、民謡、市民参加劇などを始めとした本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。【再掲】
- ・ 数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。
- ・ 本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、情報発信や地域間交流を推進します。
- ・ 県民のアール・ブリュット⁴への関心を高めるため、県内の優れたアール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。
- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの継承・振興や、農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動を促進します。
- ・ 地域における「食の匠」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を支援します。

⁴ アール・ブリュット：伝統や流行・教育などに左右されず、自身の内側からわきあがる衝動のままに表現した芸術で、障害のある人・子ども・素人芸術家らの作品のこと。

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

指 標	現状値	〔参考〕 R4目標値
岩手芸術祭参加者数（人）〔累計〕	25,191	93,000
岩手芸術祭への出展数（件）〔累計〕	1,341	5,430
子どものための芸術家派遣事業公演数（件）〔累計〕	63	266
様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じる児童生徒の割合（％）	小 70	77
	中 71	78
	高 79	86
岩手県障がい者文化芸術祭出展数（件）〔累計〕	312	1,290
岩手県障がい者音楽祭参加団体数（団体）	14	18
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数（人）〔累計〕	41	160
文化財保存活用地域計画を策定した市町村数（市町村）〔累計〕	－	22

① 県民の文化芸術活動の支援

- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 文化芸術を生かした交流を推進するため、「岩手芸術祭」への参加者や鑑賞者の拡大に向けた取組を行うとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に交流できる機会を提供します。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら県民の創作活動を支援します。
- ・ 雇用者等が地域の文化活動、祭りなどに参加しやすい職場環境づくり・雰囲気醸成を促進します。

② 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施

- ・ 県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図るため、優れた芸術・美術活動を行った方に岩手県芸術選奨・美術選奨などの顕彰を行います。

③ 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。

- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出します。
- ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

④ 若者の文化芸術活動の支援

- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。
- ・ 若者の多様な文化活動を本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や、学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を提供します。

⑤ 高齢者の文化芸術活動の支援

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

⑥ 障がい者による文化芸術活動の支援

- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。
- ・ 県民のアール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたアール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】

⑦ 文化財の保存と活用

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、関係団体と連携を図り、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。

- ・ 文化財を生かした地域活性化を図るため、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニュー⁵や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。【再掲】

⁵ ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

指 標	現状値	〔参考〕 R4目標値
文化芸術関連 SNS フォロワー数（人）	4,500	5,900
「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数（人）	398,181	417,000

① 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、文化芸術に関する情報を国内外に広く発信します。
- ・ 伝統芸能・民俗芸能の優れた技、伝統的生活文化・文化財などの情報を収集し「いわての文化情報大事典」ホームページへの掲載を進めます。
- ・ 県立美術館・県立博物館が保有する文化芸術・文化財などに関するホームページなどによる情報の提供と活用を推進します。
- ・ 数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。【再掲】

② 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して文化芸術情報を発信します。

③ 国内外における公演や展示などへの支援

- ・ 様々な機会を捉えて、県外や海外における本県の文化芸術の公演や展示などを支援し、文化芸術を生かした国内外との交流を推進します。
- ・ 本県の数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、地域間交流を推進します。【再掲】

④ 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えて、文化プログラムを実施し、本県の文化芸術の魅力を発信します。

4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

指 標	現状値	〔参考〕 R4目標値
アートマネジメント ⁶ 研修参加者数（人）〔累計〕	42	160
岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数（件）〔累計〕	402	1,650
県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数（人）	438,274	462,500

① 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成

- ・ 団体、企業、行政等が一体となって文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、活動者と鑑賞者それぞれの希望やニーズをマッチングさせ、交流の場を提案する人材のネットワークを形成します。

② 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成

- ・ 各地域における文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント研修の実施などにより、文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図ります。

③ 文化振興基金による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金⁷により、文化芸術団体の主体的な活動に対して支援を行います。
- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。【再掲】

④ 県立文化施設の整備や機能の拡充

- ・ 県民会館、県立美術館、県立博物館による県内各地での文化芸術活動の支援を進めます。
- ・ 県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。

⑤ 官民一体による文化芸術推進体制の構築

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出、官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成などを行う、官民一体による文化芸術体制「岩手版アーツカウンシル」を構築します。

⁶ アートマネジメント：公的機関や企業の文化支援についての新しい考え方。音楽や演劇などの芸術の世界に、企業経営の手法を取り入れようとするもので、より質の高い演劇や音楽を多くの人々が楽しめることを目的とした運営活動。芸術経営。

⁷ 岩手県文化振興基金：昭和55年に設立した文化事業に対して助成を行う基金。公益財団法人岩手県文化振興事業団が所管。

5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

指 標	現状値	〔参考〕 R4目標値
岩手県障がい者文化芸術祭出展数（件）〔累計〕	312	1,290
岩手県障がい者音楽祭参加団体数（団体）	14	18
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数（人）〔累計〕	41	160
文化芸術関連 SNS フォロワー数（人）	4,500	5,900
「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数（人）	398,181	417,000

① 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進【再掲】

- ・ 県民のアール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたアール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。

② 障がい者による文化芸術活動の支援【再掲】

- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。
- ・ 県民のアール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたアール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】

③ 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信【再掲】

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を国内外に広く発信します。

④ 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載【再掲】

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を発信します。

⑤ 文化振興基金による文化芸術活動の支援【再掲】

- ・ 県内の障がい者による文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、障がい者の文化芸術活動を支援します。

6 重点的取組事項

ここでは、文化芸術を振興するに当たって、指針の適用期間中に特に重点的に進める施策を「重点的取組事項」としてまとめました。

- (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進
- (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
- (3) 民俗芸能の保存・伝承の支援
- (4) 障がい者による文化芸術活動の支援
- (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

(1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

平成 23 年に発生した東日本大震災津波は、本県に未曾有の被害をもたらしました。県では、県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら、被害を受けた施設や備品、文化財等の復旧、民俗芸能団体の活動支援などに取り組んできた結果、復興の歩みは着実に進んでいます。

また、この東日本大震災からの復興に当たって、国内外から多くの芸術家などが支援のため岩手に来ていただき、その文化芸術の力が子どもたちを始めとした被災者の心の大きな支えとなりました。

例えば、クラシック音楽では、世界的なバイオリニストであるイヴリー・ギトリス氏や、指揮者の佐渡裕氏、ウィーン・フィルメンバーなど、多くの方々が岩手を訪れ、現在では、地域とのかけがえのない交流に発展しています。

こういった交流を発展、定着させていくとともに、交流から生まれた価値を大切にし、岩手の文化芸術の振興につなげていくことが重要です。

① 被害を受けた民俗芸能団体等への支援

- ・ 県や文化振興基金文化振興による東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の活動再開等への支援
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復

② 復興支援を契機とした文化交流の定着

- ・ 海外との絆を生かしたコンサートの開催や文化イベント等の展開
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われたつながりを生かした取組の展開

(2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

本県は2つの世界遺産（文化遺産）を有し、加えて、現在、一戸町の「御所野遺跡」を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産への登録を目指しています。

平成23年には、平泉に表された仏堂や庭園は、他に例の無いものとして、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」が本県で初めて世界遺産に登録されました。

また、平成27年には、釜石市にある橋野鉄鉱山が、日本の製鉄産業における近代化の端緒として、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の一部として世界遺産に登録されました。

現在、本県3つ目となる世界遺産への登録を目指している御所野遺跡は、縄文時代の人々が長期間にわたって定住生活を続けてきた結果、800棟もの竪穴住居がつけられたと推測される大集落です。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されると、本県は、縄文時代、平安時代、江戸・明治時代の3つの世界遺産を有する県となることから、これらの世界遺産等について、一体的に情報発信を行うことにより、各遺産の価値等の理解を深めるとともに、地域振興へもつなげていくことが必要です。

① 「北海道・北東北の縄文遺跡群」（御所野遺跡）の世界遺産登録への取組

- ・ 関係自治体と連携した登録に向けた取組や適切な保存管理体制の構築の推進

② 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への取組

- ・ 柳之御所遺跡の調査研究の推進や、関連遺跡の調査等の支援

③ 世界遺産等の適切な保存管理と活用の推進

- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解増進につながる教育活動や県民に向けた講演会等の取組の実施
- ・ 住民生活と調和した遺産の保存管理と活用の推進

④ 世界遺産等を活用した文化的交流の推進

- ・ 「平泉学」を軸とした学術研究に基づく情報発信等の充実
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設の整備及び御所野遺跡、橋野鉄鉱山の既存施設と連携した取組の実施
- ・ 世界遺産を核とした3つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）の構築

(3) 民俗芸能の保存・伝承の支援

本県には、ユネスコ無形文化遺産に登録された、国指定重要無形文化財の「早池峰神楽」や「吉浜のスネカ」などをはじめ、古くから守り受け継がれてきた神楽・鹿踊・剣舞・田植踊など、多種多様な民俗芸能が数多く残されています。

【公演機会の充実】

民俗芸能は、各地域において生活と密接に結びついた集落行事として披露されており、各地の祭りや、「岩手芸術祭」、「岩手県民俗芸能フェスティバル」などの全県的なイベントでも公演が行われています。

また、平成30年度には、フランスのパリで開催された「ジャポニスム2018」で県内4団体の公演が行われ好評を博しました。

民俗芸能団体の活性化を促進するとともに、岩手県の民俗芸能の魅力や価値を国内外の多くの方々に伝えるため、公演機会の更なる充実が必要です。

【保存・伝承への支援】

民俗芸能は、地域の行事や学校教育において取り組まれています。しかし、少子高齢化による後継者の育成や指導者の高齢化が課題となっている団体も少なくありません。

地域における民俗芸能の保存・伝承の取組への支援を行うとともに、民俗芸能を通じた地域コミュニティの活性化や地域間交流を進めるなどにより、後継者の育成を支援していきます。

① 民俗芸能団体の発表の機会の確保

- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催による民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場の確保
- ・ 「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの県外における公演の機会の提供
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えた公演などによる情報発信

② 民俗芸能団体の保存・伝承の取組への支援

- ・ 民俗芸能団体による伝統行事の公開・後継者育成などの取組への支援
- ・ 児童生徒の部活動などを通じた活動の充実
- ・ 文化振興基金による民俗芸能団体の備品整備や後継者育成の取組への支援
- ・ 民俗芸能団体を対象とした人材育成に関する研修会の実施

(4) 障がい者による文化芸術活動の支援

【障がい者芸術作品の鑑賞や発表機会の拡大】

県では、これまで「岩手県障がい者文化芸術祭」や「いわて・きららアートコレクション」の開催を支援してきました。平成 28 年度には、「希望郷いわて大会」の開催を契機として、障がい者の芸術活動の紹介、作品の展示等の機会を設け、障がい者の芸術活動を支援する「アール・ブリュットいわて」展を開催、平成 29 年度からは、県内各地で「いわてアール・ブリュット巡回展」を開催し、障がい者による文化芸術作品の鑑賞の機会の充実や作家の創作活動の支援に取り組んでいます。

一方、令和元年度に実施した「文化芸術に関する意識調査」の結果によると、「アール・ブリュット」を「知っている」又は「鑑賞したことがある」と回答した人の割合は、31.8%にとどまっており、更なる周知、理解の促進が必要と考えられます。

【創作活動への支援】

平成 30 年度に「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、障がい者やその家族、事業者への相談対応、創作活動を支援する人材の育成などを進めています。

また、障がい者による文化芸術の活動の支援を進めるに当たっては、障がい者本人の意志を尊重するとともに、支援に携わる者も創造された作品等の諸権利について理解していくことが必要であり、特にも、自らの意思表示に困難を伴う障がい者に対しては、十分な配慮が必要です。

県では、平成 30 年度に「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針」を策定し、作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めています。

① 障がい者芸術作品の鑑賞や発表の機会の拡大

- ・ アール・ブリュット作品の展覧会の開催などによる、作品鑑賞機会の充実
- ・ 「岩手県障がい者文化芸術祭」の開催支援
- ・ 様々な音楽イベントとの連携による障がい者の出演機会の創出

② 障がい者芸術作品の評価、販売に係る検討

- ・ 新たな作家・作品の調査・発掘

③ 著作権等の法的知識の普及による権利保護の推進

- ・ 「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針」の活用促進
- ・ 作家の権利保護に関する研修会の開催

④ 文化芸術活動を通じた交流の促進や人材育成

- ・ 創作活動を支援する人材育成のための研修会の実施
- ・ 支援者のネットワーク形成のための研修会の実施
- ・ 北海道、北東北ブロックなどの広域連携の推進

⑤ 文化芸術活動に関する相談支援体制の充実

- ・ 創作活動に係る相談窓口「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」の運営

(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

本県が誇る世界遺産や民俗芸能、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019 の成果や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた文化芸術への関心の高まりをレガシーとして次世代につなげていくため、官民一体による文化芸術の推進体制の構築などにより、県内各地の特色や得意分野を生かした魅力ある文化芸術のまちづくりを進めていきます。（「いわて県民計画（2019～2028）」文化・スポーツレガシープロジェクト⁸）

【岩手版アーツカウンシル】

文化芸術の振興に当たっては、県民、団体、企業、関係機関・施設、行政機関等が互いに連携、協力し合い、一体となって取組を進めていく必要があります。

岩手版アーツカウンシルは、本県の文化芸術の背景を踏まえて、文化芸術への支援策をより有効に機能させる仕組みとして、その構築に向けた調査、研究を進めているものです。

① 岩手版アーツカウンシルの体制の検討

- ・ 先行自治体の事例や県内状況の調査、研究
- ・ 財源なども含めた組織体制の検討

② アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化へ向けた支援

- ・ 公立文化施設と連携したアウトリーチ（芸術普及活動）の実施
- ・ 公立文化施設担当者等を対象としたスキルアップのための研修の実施
- ・ 文化芸術に取り組む人材育成のためアートマネジメント研修の実施

③ 岩手版アーツカウンシルの取組の推進

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出
- ・ 官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成
- ・ 公演の企画等の高いスキルを有するアートマネージャーの設置・派遣
- ・ 国際的な文化芸術イベントの企画・開催

⁸ 文化・スポーツレガシープロジェクト：いわて県民計画（2019～2028）に「新しい時代を切り開くプロジェクト」の一つとして掲げられているプロジェクト。

V 指針推進の考え方

1 多様な主体が参画した文化芸術の推進

岩手の文化芸術を推進していくためには、県民、団体、企業、関係機関・施設、行政機関等が互いに連携、協力して取り組んでいくことが重要です。これまでも地域社会を構成する様々な主体が参画し、地域の歴史的、文化的、経済的、人的資源を活用しながら、文化芸術の取組を進めてきました。

また、文化芸術の取組を進める過程で、文化芸術が持つ多様な価値観の尊重や、他者との相互理解が進むという機能により、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン⁹）を重視する視点が定着してきています。

（1）文化芸術活動団体の主な役割

県や各地域における文化芸術活動・創造の中心として、自発性・創造性を発揮し、特色ある文化芸術活動を独自に展開することを期待します。

また、他の文化芸術団体や文化施設、観光、教育、福祉等に関する団体などと積極的に連携、協力しながら、会員の文化芸術活動の支援や県民に対する鑑賞機会の提供、講師派遣等により、本県の文化芸術の振興の牽引役として更に大きな役割を果たすことを期待します。

（2）地域（地域住民）の主な役割

地域の文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主役は地域住民自身です。各地域の文化芸術を支援、伝承していく基盤となるものとして、地域文化を担い、人々が協力して取り組む活動や景観保全活動の主体となることを期待します。

また、生活文化の多くが家庭や地域における日常生活に根ざしていることから、一人ひとりが生活文化の担い手であるとの自覚を持ち、地域住民が、その実践、伝承及び活用に更に大きな役割を果たすことを期待します。

（3）民間団体等の主な役割

地域には様々な民間団体等があり、これらの団体の中には文化芸術活動を支援したり、地域振興のために文化芸術を活用しようというものがあります。これらの団体が、文化芸術活動家・団体や行政、企業、県民等とのネットワークを強め、活動を活発化

⁹ ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援助し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという理念。

させることによって、地域の文化芸術の活性化に更に大きな役割を果たすことを期待します。

(4) 学校・教育機関等の主な役割

豊かな人間性を育む場として、授業やクラブ活動における指導等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高め、ひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。

また、学校を始めとする教育機関が地域との連携をより深め、積極的に協働することにより、地域の文化芸術の伝承に更に大きな役割を果たしていくことを期待します。

(5) 企業等の主な役割

従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術活動に寄与することを期待するとともに、メセナ¹⁰活動などを中心とする企業等の社会貢献活動を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。

(6) 文化施設等の主な役割

行政、民間団体、文化芸術団体等や文化施設相互のネットワークの強化により、文化芸術活動者や県民にとってより利便性の高いサービスを提供することを期待するとともに、文化芸術情報が集積発信される、文化芸術の中核的な拠点としての役割や地域の発展を支える機能の一層の充実を期待します。

(7) 市町村の主な役割

市町村は各地域に最も密着した行政体として、その区域の文化芸術情報の総合的な把握を行い、住民とともに各市町村における振興方向を定めるとともに、文化芸術に関する各種支援サービスの企画、活用勧奨や実施、体制の整備等により、文化芸術活動の活性化とその伝承を支援する機能の一層の充実を期待します。

(8) 県の責務と主な役割

県は、文化芸術振興基本条例に定められている責務を十分に果たすとともに、県民が一体となった文化芸術の振興に向けて、それぞれが期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。

2 施策の評価

指針に基づく施策の着実かつ継続的な実施を図るため、施策の取組状況を単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを行います。

¹⁰ メセナ：フランス語で「芸術・文化を保護・支援すること」の意味。企業が行う文化支援活動。

評価・検証に当たっては、指標を拠りどころとして、全体の進捗状況を把握し、施策の立案に生かしていきます。

また、各年度の成果については、毎年、岩手県文化芸術振興審議会において審議し、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時、指標の見直しなども検討していきます。

第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）

岩手県

令和〇年〇月発行

中学生スポーツ・文化活動に係る研究について
～生徒本位の有意義な活動を目指して～

1 研究の趣旨

近年、中学生の部活動は、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツ、芸術文化等の活動に取り組む生徒が見られるようになってきている。

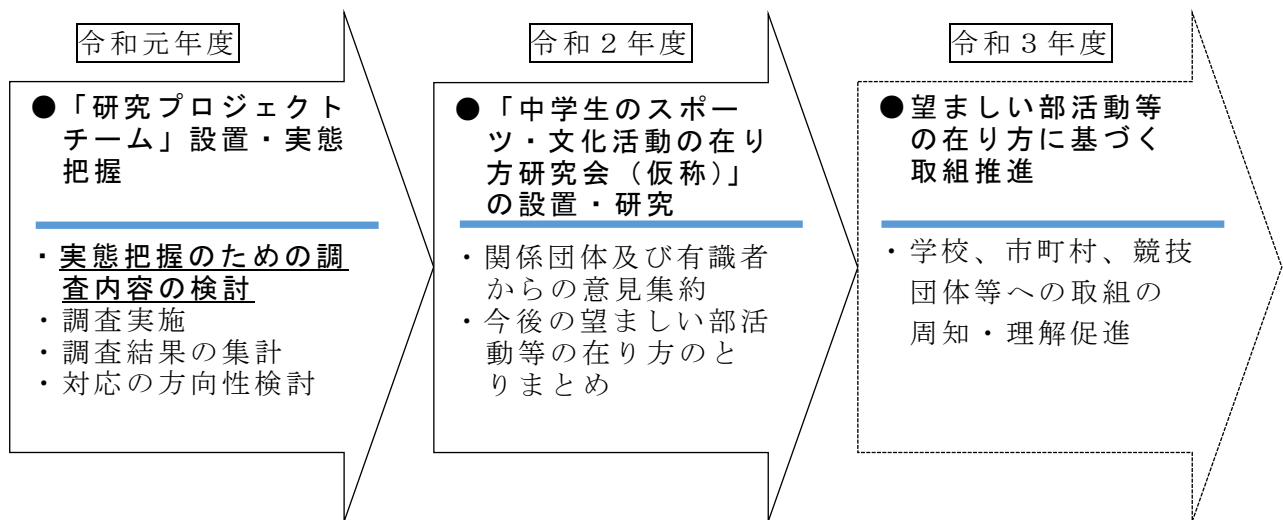
今年度第1回岩手県総合教育会議において、中学生の部活動に頼らないスポーツ活動の在り方を検討する時期にある旨の提言があった。

また、宮古市小中学校長会においても、教職員が過重負担とならない部活動運営や生徒数の減少に伴う部活動の再編、休養日の設定についての保護者の理解等について問題提起されている。

このような状況を踏まえ、今後の生徒本位の部活動を含めた有意義な中学生のスポーツ・文化活動の在り方について、教育委員会と文化スポーツ部が連携し、関係団体や有識者の意見を参考にしながら、研究するものである。

2 研究の進め方

プロジェクトチームによる中学生の活動の実態把握を行い、その結果に基づき研究会における中学生の望ましい部活動等の在り方をとりまとめ、学校等に周知、取組を推進する。



3 今年度の取組

(1) プロジェクトチームの設置



(2) プロジェクトチーム会議

- ア 第1回：令和元年9月19日（水）開催
研究推進に係る方向性やスケジュール等についての協議
- イ 第2回：令和元年10月21日（月）開催
実態把握のための調査内容についての協議

(3) 実態把握のための調査

ア 調査目的

生徒・教員・保護者に対して調査を実施することにより、県内の現状を把握し、生徒本位の有意義な活動の方向性について検討するための基礎資料とする。

イ 調査対象（県立中学校及び義務教育学校を含む）

	市町村数	学校数	抽出校数（割合）
盛岡教育事務所	8	46校	12校（26.1%）
中部教育事務所	4	25校	6校（24.0%）
県南教育事務所	4	28校	7校（25.0%）
沿岸南部教育事務所	5	18校	5校（27.8%）
宮古教育事務所	4	19校	5校（26.3%）
県北教育事務所	8	22校	8校（36.4%）

※ 各市町村から1校は抽出しながら、教育事務所の管轄数の比率及び教育事務所内の学校規模を考慮するもの。

※ 抽出校の全ての生徒、教員、保護者を調査対象とするもの。

ウ 調査期間

令和元年12月から令和2年1月 調査実施
令和2年1月から2月 調査結果の集計

エ 主な調査内容・調査方法

項目	生徒	教員	保護者
学校の部活動の所属の有無及びその名称	○		○
校外活動の参加の有無及びその名称	○		○
学校において、希望する活動ができる運動部・文化部があるか	○		○
学校の部活動以外に、住んでいる地域において、希望するスポーツ・文化芸術活動ができるクラブ・団体等があるか	○		○
部活動の目的	○	○	○
校外活動の目的（該当者のみ）	○		○
部活動で身に付けたい力	○	○	○
校外活動で身に付けたい力（該当者のみ）	○		○
部活動の悩み	○	○	○
校外活動の悩み（該当者のみ）	○		○
部活動所属に関する考え	○	○	○
有意義な部活動にするために必要なこと	○	○	○
平日・休日の部活動時間数	○	○	○
平日・休日の部活動休養日設定状況	○	○	○
県及び学校の部活動方針の認知度・理解度	○	○	○

(ア) 教員及び保護者は岩手県の電子申請システムによること。

(イ) 生徒は調査用紙を配布し調査すること。（記入様式）

(ウ) 各教育事務所に調査を依頼したうえで実施すること。

(エ) 各学校及び市町村教育委員会の取りまとめは要しないこと。